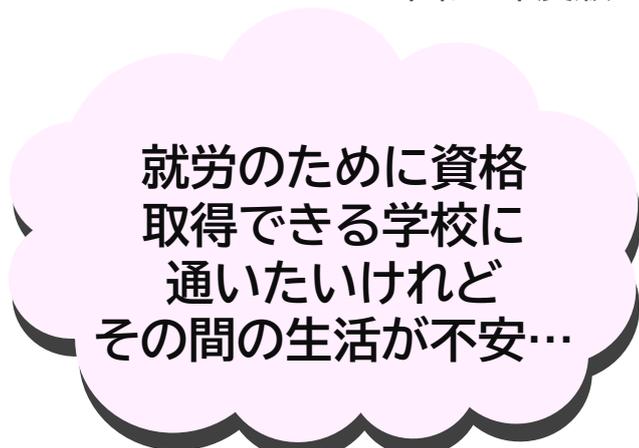


子どもが大学へ進学
を希望しているが
費用が賄えない。
どうすれば…



就労のために資格
取得できる学校に
通いたいけれど
その間の生活が不安…



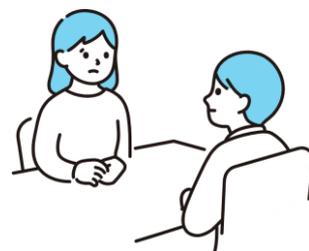
母子父子寡婦福祉資金

ひとり親家庭及び寡婦等の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るために、無利子または低利子で必要かつ償還可能な範囲で貸付を行う制度です。

子どもの学校への入学時に必要な入学金や授業料、親自身が就労に必要な知識技能を習得するために必要な資金等が貸付可能です。

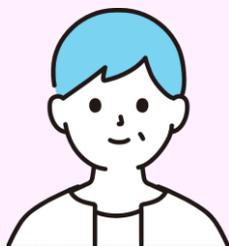


貸付を希望される方は、お住まいの地域の福祉事務所等へ、必ず事前にご相談ください。

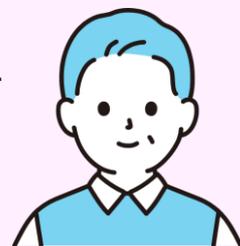


■ 貸付対象者（大阪府内に居住している方）

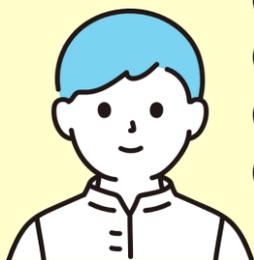
母または父



- (1) 母子家庭の母
- (2) 父子家庭の父
- (3) 寡婦
- (4) 40歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭の母及び寡婦以外の者



子（※就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金が対象）



- (5) 母子家庭の児童等
- (6) 父子家庭の児童等
- (7) 父母のない児童
- (8) 寡婦に扶養されている20歳以上の子
- (9) 修学資金、修業資金貸付中の親が死亡したときの児童及び20歳以上の子



■ 主な貸付金

資金名	資金用途	対象者	貸付限度額
技能習得資金	就労に必要な知識技能を習得するための資金（授業料・入学金等）	母・父・寡婦等	月額68,000円
生活資金	技能習得期間中等の生活を維持するための資金	母・父・寡婦等	技能習得期間中：月額141,000円
	失業期間中の一時的な生活困窮時の生活費を補給する資金		失業期間中：月額114,000円
修業資金	就労に必要な知識技能を習得するための資金（授業料等）	児童等	月額68,000円
就学支度資金	高校・大学等へ入学するために必要な資金（入学金及び制服代等）	児童等	私立大学自宅通学の場合 580,000円
修学資金	高校・大学等で修学するために必要な資金（授業料・通学費等）	児童等	私立大学自宅通学の場合 月額108,500円

※上の表の貸付限度額は、資金の用途や内容、収入等によって異なります。

※子に係る資金（修学資金・修業資金・就学支度資金等）は無利子となります。

※子に係る資金以外は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てられない場合は、年1.0%の有利子となります。

貸付要件

【住所要件】

- ・原則、住民基本台帳が大阪府内（政令市・中核市を除く※）にあり、現に居住している者。

【償還能力・意思の要件】

- ・償還能力を有すること
- ・制限行為能力者（未成年者※、成年被後見人、被保佐人、被補助人）でないこと。
※ 未成年者は、法定代理人の同意が必要
- ・本貸付制度の償還や公共料金及び税金等の支払いに滞納がないこと。
- ・新規貸付申請時60歳未満であって、最終償還時点で70歳未満であることが望ましい。

【その他】

- ・主な返済者を貸付申請者とする。
- ・多重債務に陥っている場合・陥りつつある場合は貸付不可。
- ・反社会的な団体との関係者等は貸付対象外。

<子に係る資金（修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金）について>

- ・母子家庭の母、父子家庭の父が「借主」、子が「連帯借主」になり、連帯して債務を負う。
- ・親自身が償還能力を有しない場合は、連帯保証人（親・子とは別住所かつ別生計の第三者）をたてることによって子自身が借主となれる。
- ・貸付を受ける子の年齢は25歳未満であることが望ましい。
（子が未成年の場合は法定代理人の同意が必要。）

連帯保証人について

連帯保証人は、借主と連帯（借主本人と同じ立場の支払い義務）して債務を負担しなければなりません。

【連帯保証人の要件】

連帯保証人をたてるときは、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ・親子と別住所かつ別生計の第三者であること。子が借主となる場合は子の親でも可。
※子に対する貸付において、親が生活保護受給中や自己破産免責後3年が経過していない等、経済的に自立していない状態あるいは生活が不安定な状態であるときは、親以外の独立した生計を営む第三者を連帯保証人に選任すること。
- ・制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）でないこと。
- ・弁済資力を有する者（一定の職業を持ち、独立した生計を営んでいる者で、貸付金の返済能力を有する者）。多重債務者（多重債務に陥りつつある者）・生活保護受給者・自己破産免責（民事再生、任意整理含む）後、3年が経過していない者は不可。
- ・資金の貸付に関する利害関係者でない者。
- ・連帯保証人として債務の保証承諾意思が確実にあり、名目上の保証人という意識でないこと。
- ・当貸付金の償還や税等及び公共料金等の支払いを滞納していない者。
- ・新規申請時60歳未満であって、最終償還時点で70歳未満であることが望ましい。
- ・原則、大阪府内在住者であること。但し、やむを得ない場合はこの限りではない。

貸付から償還の流れ

① 貸付相談窓口へ事前相談

申請前に窓口での事前相談が必要です。相談窓口はお住まいの区市等です。(8ページの「貸付相談・申請窓口」参照)
担当者が生活収支状況等の聞き取りを行い、貸付可能な資金の種類・金額等について説明します。

② 必要書類を窓口へ提出

相談により、資金の申請が適切と判断された場合は、貸付相談を行った窓口へ、貸付申請に必要な書類を揃えて提出してください。
窓口では提出書類を確認し、申請者へ債務内容や返済意思の確認を行います。

③ 書類審査

申請受理市・町等から提出された申請書類を受け、大阪府において貸付の必要性及び償還能力等について審査し、貸付の可否を決定します。
審査の結果、貸付の目的を達成することが困難と認められるとき、計画的な償還が難しいとき等は、お貸しできない場合があります。

④ 貸付決定通知書等の発行

貸付決定された場合には、申請窓口より貸付決定通知書や借用証書、確認票(債務に対する意思確認)、貸付金交付請求書及び口座振替納入依頼書等の書類をお渡しします。

⑤ 借用手続き

借主、連帯借主及び連帯保証人は、貸付金遵守条項を確認のうえ、自署・捺印した借用証書、印鑑登録証明書及び確認票等を提出して下さい。
併せて、面談等で各人へ債務承諾・償還の意思確認を行います。
また、銀行で予め償還のための口座振替の手続きをしていただく必要があります。

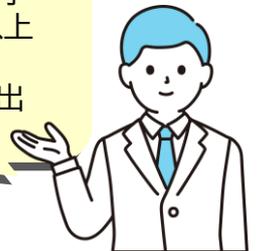
⑥ 貸付金の交付(初年度)

借用証書・交付請求書等の内容を確認し、借主が事前に申請した金融機関の普通預金口座(借主本人名義に限る)に貸付金を振り込みます。
(年2回 ※高校は3回)

⑦ 継続交付手続き(次年度以降)

交付請求書等の必要書類を提出し、内容を確認後、貸付金を交付します。他制度の給付や授業料の減免などがあれば貸付金額の調整をし、調整後の金額を交付します。

申請を受けてから、資金を交付するまでは、通常1~2か月以上かかります。
事前相談はお早めに、書類提出は速やかにお願いします。



償還(返済)について

この資金は、償還金を主な財源として貸付を行っています。返済が滞ると、次に資金を必要とするひとり親家庭への貸付が困難になりますので、無理のない償還計画を立て、必ず納期限までにご返済ください。

【返済方法等】

- ・資金ごとに定められた措置期間経過後に償還が始まります。
- ・償還方法は、原則、貸付申請時に償還計画書に記載された償還期間内に、口座振替による元利均等・月賦払いで返済していただきます。

【口座振替ができる金融機関】

- ・りそな銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行の普通預金口座です。口座をお持ちでない場合は、借用手続きまでに口座の開設が必要です。

返済が遅れた場合、延滞した元利金額に対して、納付期限の翌日から納付日までの遅れた日数分に年3%の割合で計算した違約金が課されます。

なお、滞納が続く場合は、他の債務者(連帯借主、連帯保証人)へ督促、催告等を行います。

また、正当な理由がなく返済されない場合は、やむを得ず法的手続き(訴訟や財産差押等、強制執行等の処分)を行うこととなりますので、ご注意ください。



■ 申請等に必要な書類

【貸付申請】

- 貸付申請書
- 戸籍謄本（発行後3ヶ月以内で、母又は父及び児童又は子の戸籍が分かるもの）
- 世帯員全員の住民票
- 償還計画書
- 子の扶養の事実を証明する書類
- 納税証明書
- 年収や月収（3か月分）を証明する書類
- 個人情報の取扱いに係る同意書
- 連帯保証人の本籍地入り住民票及び収入を証明する書類
- 個人番号カード（住民票に記載のある場合は不要）
- その他資金の種類に応じた必要な書類（生活収支状況表等）

【借用時】

- 借用証書
- 印鑑登録証明書（借主・連帯借主・連帯保証人）
- 確認票
- 交付請求書
- 口座振替納入依頼書[本人控え(写し)]
- 調査同意書

【継続交付手続き時】

- 交付請求書
- 在学証明書
- 氏名等変更届、債権債務者変更申請書、貸付停止等申請書、その他必要な書類
- 高等教育修学支援新制度の支援区分確認書類

■ 高等教育の修学支援制度との併給について

- 令和2年4月1日より、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援（高等教育修学支援新制度（以下「新制度」））が施行され、住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学生を対象に、授業料・入学金の減免や返還を要しない給付型奨学金の支給が行われています。（学力基準と家計基準による選考があります。）
- この新制度による支援（授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付）を受けた場合は、本資金の貸付額から支援相当額を差し引いた範囲内で貸付交付を行います。
- 貸付を受けた後に新制度による支援を受けた場合は、貸付分との重複が生じますので、可能な限り速やかに、貸付金の減額申請及び重複分の償還をしていただく必要があります。
- 就学支度資金（入学金等）の貸付を受け、新制度による入学金の減免が決定された場合は、原則6か月以内に減免相当額を一括償還していただく必要がありますのでご注意ください。
- 新制度の支援区分が確認できない場合は、貸付金の交付はできません。

大阪府母子・父子・寡婦福祉資金一覧表

<令和7年度版>

資金名	対象	資金使途	貸付限度額(円)	貸付限度期間	据置期間	償還期間	利子	違約金
技能習得資金	ひとり親家庭の親寡婦等	就労に必要な知識技能を習得する際に必要となる授業料等に充てる資金	月額 68,000 自動車運転免許取得 460,000 (ただし、直接就労に必要な場合)	習得期間中 5年以内	習得期間 満了後1年	16年以内 ※1	無利子 ※2	延滞元利金額につき年3%
生活資金	ひとり親家庭の親寡婦等	技能習得期間中の生活を維持するための資金	月額 141,000 (親が生計中心者でない場合 76,000)	習得期間中 5年以内	習得期間 満了後 6か月	16年以内 ※1		
		医療介護を受けている期間中の生活を維持するための資金	月額 114,000 (親が生計中心者でない場合 76,000) ※養育費取得のための裁判費用は 12か月相当の一括貸付が可能	医療介護を受けている 期間1年以内	貸付期間 満了後 6か月	5年以内		
		失業期間中の生活を維持するための 一時的な資金		離職日の 翌日から 1年以内		5年以内		
		配偶者のない女子又は男子となって7 年未満のひとり親家庭の生活を安定さ せるための資金		期間の定めなし (ただし貸付 金額上限 273.6万円)		8年以内		
配偶者のない女子又は男子となって7 年未満で、養育費取得の裁判費用に充 てる資金	—	8年以内						
ひとり親家庭の親	児童扶養手当受給相当まで収入が減少 した家計急変者で、手当を受給するま での間の生活を安定させるための資金	児童扶養手当に準拠した額 (全部支給の額の範囲内)	原則3か月以内		10年以内			
医療介護 資金	ひとり親家庭の 親又は児童等 寡婦等	医療を受ける際に必要となる費用に充 てる資金	340,000 (特に経済的に困難な事情に あると認められる場合 480,000)	1年以内	貸付期間 満了後 6か月	5年以内		
	ひとり親家庭の親 寡婦等	介護保険の保険給付に係るサービスを 受ける際に必要な費用に充てる資金	500,000	1年以内		5年以内		
住宅資金	ひとり親家庭の親 寡婦等	現に居住・所有する住宅の補修・保全等 の費用に充てる資金	1,500,000 (災害等特別な場合 2,000,000)	—	6か月	7年以内		
転宅資金	ひとり親家庭の親 寡婦等	住居の移転に際しに必要な敷金・運送代 等に充てる資金	260,000	—	6か月	3年以内		
結婚資金	ひとり親家庭の親 寡婦等	扶養する子の婚姻に際し、挙式披露や 家具購入等の費用に充てる資金	330,000	—	6か月	5年以内		
就職支度 資金	ひとり親家庭の 親又は児童等 寡婦等 父母のない児童	就職に際し、直接必要となる被服・履物 の購入等に充てる資金	110,000 (通勤不便地における通勤用 自動車購入の場合 340,000) ※3	—	1年	6年以内		
修業資金	ひとり親家庭の児童等 寡婦が扶養する子 父母のない児童	就労に必要な知識技能を習得する際に 必要となる授業料等に充てる資金	月額 68,000 自動車運転免許取得 460,000 (ただし、直接就労に必要な場合で、 高校3年在学時に就職内定などを 受けた児童)	習得期間中 5年以内	習得期間 満了後1年	16年以内 ※1	無利子	
修学資金	ひとり親家庭の児童等 寡婦が扶養する子 父母のない児童	高校・大学等の修学において必要となる 授業料・教科書代・通学費等に充てる 資金	裏面のとおり	学校の定める 最短修業年限	卒業後 6か月	16年以内 ※1 (専修学校(一般) は5年以内)		
就学支度 資金	ひとり親家庭の児童等 寡婦が扶養する子 父母のない児童	高校・大学等への入学に際し必要となる 入学金や被服の購入等に充てる資金	裏面のとおり	—	卒業後 6か月	16年以内 ※1 (専修学校(一般) 修業施設は 5年以内)		
事業開始 資金・事業 継続資金			新規貸付は行っていません。 ※4					

※1 大阪府の取扱要領上の償還期間です。貸付申請時には、原則上記償還期間を上限として償還期間を設定していただきます。

※2 技能習得資金・就職支度資金(配偶者のない親に係る場合)・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・結婚資金で、連帯保証人を立てられない場合、年1.0%の有利子での貸付となります。

※3 大阪府内では、通勤不便地はないため自動車購入費用は原則貸付対象外です。

※4 事業開始資金及び事業継続資金は、事業のリスクが高くひとり親家庭等の自立を阻害するケースが多いため、新規貸付は行っていません。

※ 児童:(配偶者のない親が扶養する)20歳に満たない者

※ 償還月額額は1資金につき3,000円以上とする。

母子・父子・寡婦福祉資金 就学支度資金・修学資金 貸付限度額一覧表

<令和7年度版>

学校等種別	資金名 貸付限度額		就学支度資金 貸付限度額(円)	修学資金 貸付限度額(月額・円)			
	区分			年収目安900万円以下		年収目安900万円以上	
小学校		—	64,300 ※	—		—	
中学校		—	81,000 ※	—		—	
高等学校 専修学校 (高等課程) ※ 高校授業料実質無償化のため、授業料及び授業料相当分は貸付対象外	国公立	自宅通学	150,000	27,000		27,000	
		自宅外通学	160,000	34,500		34,500	
	私立	自宅通学	410,000	45,000		45,000	
		自宅外通学	420,000	52,500		52,500	
高等専門学校 ※国の支援金部分は原則貸付対象外	国公立	自宅通学	420,000	1・2・3年	4・5年	1・2・3年	4・5年
				31,500	67,500	31,500	67,500
	私立	自宅通学	580,000	48,000	98,500	48,000	89,000
				590,000	52,500	115,000	52,500
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	420,000	67,500		67,500	
		自宅外通学	430,000	78,000		77,500	
	私立	自宅通学	580,000	89,000		84,500	
		自宅外通学	590,000	126,500		108,500	
短期大学	国公立	自宅通学	420,000	67,500		67,500	
		自宅外通学	430,000	96,500		86,500	
	私立	自宅通学	580,000	93,500		86,500	
		自宅外通学	590,000	131,000		110,500	
大学	国公立	自宅通学	420,000	71,000		69,500	
		自宅外通学	430,000	108,500		92,500	
	私立	自宅通学	580,000	108,500		95,000	
		自宅外通学	590,000	146,000		121,000	
大学院	国公立	自宅通学	420,000	修士課程	132,000	修士課程	132,000
		自宅外通学	430,000	博士課程	183,000	博士課程	183,000
	私立	自宅通学	580,000	修士課程	132,000	修士課程	132,000
		自宅外通学	590,000	博士課程	183,000	博士課程	183,000
専修学校(一般課程)		自宅通学	150,000	54,000		54,000	
		自宅外通学	160,000				
修業施設	中卒者	自宅通学	150,000	修業資金による貸付			
		自宅外通学	160,000				
修業施設	高卒者	自宅通学	272,000				
		自宅外通学	282,000				

※ 就学支度資金の小学校・中学校分については、児童が借主もしくは連帯借主として加わらなければならない、貸付を受けること及び償還しなければならないことを年齢的に理解することが困難であることから貸付はなじまない。他の制度を案内する。

貸付相談・申請窓口（お住まいの地域の福祉事務所等）

＜ 府内市・町福祉事務所 ＞			
池田市	072-754-6525	摂津市	06-6383-1980
茨木市	072-620-1625	守口市	06-6992-1665
島本町	075-962-8454	門真市	06-6902-6186
大東市	072-870-9655	交野市	072-893-6406
四條畷市	072-877-2121	松原市	072-334-1550 (内線:2155)
柏原市	072-972-1563	羽曳野市	072-947-3836
藤井寺市	072-939-1161	富田林市	0721-25-1000 (内線:204)
大阪狭山市	072-349-8015	泉大津市	0725-33-1131 (内線:2116)
河内長野市	0721-53-1111 (内線:169)	和泉市	0725-99-8136
高石市	072-275-6349	貝塚市	072-433-7021
岸和田市	072-423-9624	泉南市	072-483-3472
泉佐野市	072-463-1212 (内線:2386)	豊能郡	072-737-6878 (箕面子ども家庭センター)
阪南市	072-489-4519	泉北・泉南郡	072-430-4321 (貝塚子ども家庭センター)
箕面市	072-724-6738 (内線:3236・3266)	南河内郡	0721-24-5169 (富田林子ども家庭センター)

※ 郡部（島本町を除く）にお住まいの方の相談窓口は子ども家庭センターになります。

＜ 政令市・中核市の相談窓口 ＞			
大阪市	住所地の区の保健福祉センター 福祉業務担当	堺市	住所地の区の保健福祉総合 センター 子育て支援課
豊中市	子ども未来部子育て給付課	高槻市	子ども未来部子ども育成課
枚方市	ひとり親家庭相談支援センター	八尾市	子ども若者部子ども若者政策課
寝屋川市	子ども部子どもを守る課	東大阪市	住所地の地域の福祉事務所 子育て支援係
吹田市	児童部子育て給付課		

【作成】大阪府福祉部子ども家庭局 子ども家庭企画課 貸付・手当グループ
TEL：06-6941-0351（内線：2434・2439）